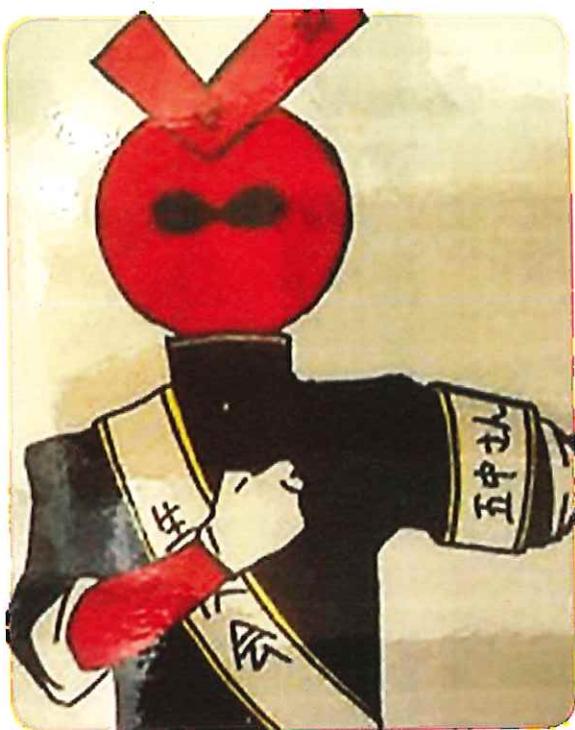


水戸市立第五中学校の 部活動に係る運営方針



令和 5 年 3 月

1 部活動の基本的な考え方

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進・文化芸術科学に親しむ上でも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- 全職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、保護者にも活動内容を十分理解してもらい、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動を通して、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を図る。
- 本校においては、運動部活動及び文化部の活動を含めて部活動とする。

2 設置する部活動

運動部（外）	野球、ソフトテニス男子、ソフトテニス女子、 ソフトボール、サッカー
運動部（内）	卓球男子、卓球女子、バレーボール、 バスケットボール男子、バスケットボール女子、剣道
文化部	吹奏楽、コンピュータ
特設	陸上、水泳、駅伝（シーズンに開設）

3 部活動の休養日の設定

- 本校では、月曜日を起算日とし日曜日までを一週間とする。
- **11月～3月の木曜日は、休養日とする。**
- 週当たり、**2日以上**(平日は少なくとも**1日以上**(月曜日)、土曜日及び日曜日はいずれか**1日以上**)を休養日とする。また、**練習試合、大会等で活動時間の上限を超えて活動した場合は、休日の場合は休日に振替を行うこと。**大会等で土・日両日活動した場合は、**休養日を他の休日に振替すること。**同一大会において、勝ち上がったため試合がある場合を除き、土日両日とも実施することが2週間連続とならないようとする。
- **長期休業中は、1週間以上（7日間）の連続して長期の休養期間を設ける。**
- 中間テスト前2日間・期末テスト前3日間は、活動を実施しない。ただし、この期間に総体・新人戦等の公式戦がある場合のみ、校長の承認を得て活動を認める。また、テスト勉強のための部活中止であることを意識化できるように、オールオフ活動（スマホ、ゲーム、テレビから離れる）を推奨する。
- 夏季休業中は、8月13日、14日、15日の連続する3日間を完全休養日とする。ただし、大会等がある場合には、前後に連続する3日間の休養日を設定する。
- 冬季休業中は、12月29日、30日、31日、1月1日、2日、3日の6日間は、完全休養日とする。

4 部活動の活動時間

【活動時間】

- 平日は、1日2時間を上限とする。
- 休日は、1日3時間を上限とする。
- 平常の部活動終了時刻は次の通りとする。

時 期	完全下校時刻（校門を出る）
4月始業式から4月末日まで	17時30分
5月1日から7月終業式まで	17時45分
8月始業式から9月末日まで	17時30分
10月1日から1月末日まで	17時00分
2月から3月修了式まで	17時30分

- 土日祝日等及び長期休業中の活動時間

- ・年間を通して、8時から17時までの間に設定をする。
- ・夏季休業中は、熱中症対策として、7時からの活動も可とする。
- ・長期休業中においても、平日・休日と同じ活動時間を設定する。

- 生徒は上記に定められた時間以外に活動することはできない（スポーツ振興センターの保険適用外になる場合の活動はできない）。また、顧問が上記に定められた時間以外に指導することはできない。
- 生徒や顧問が外部団体の練習等に参加する場合は、「部活動実施届」「学校行事実施承認書」を提出するとともに、事前に学校長の許可を得る。

【部活動優先日】

- 「水戸市運動部活動の活動方針」に基づき、一斉に全職員で部活動の指導にあたる日を部活動優先日とする。本校では、水曜日に設定する。ただし、部活動優先日の有無については、学校行事等を考慮し、その都度決定する。
- 特別活動（学級、生徒会、委員会等の活動）は、部活動の時間は原則として実施しない。学校行事や緊急の生徒指導対応等は、この限りではない。
- 水曜日の部活動優先日は、清掃時間を割愛し、部活動の時間とする。

【冬季活動時間】

- 11月から1月にかけての授業日の活動時間は短いことから、部活動主任や体育主任、顧問が協議し、以下の視点をもち短時間で効率的な活動ができるようにすることもある。
 - ・各部活動単位でなく、学校全体での体力づくり運動等
 - ・各競技の特性及び生徒の発達段階に応じた科学的トレーニング等
 - ・文化部においても他部活動と交流を図り、幅広い活動の体験等

5 授業日の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。
- 次の期間は、実施可とする。ただし、体養目・学力診断のためのテスト、実力テスト等の当日の朝を除く。
 - 〈運動部〉
 - ・総体の1ヵ月前から敗退するまで
 - ・新人戦の1ヵ月前から敗退するまで
 - 〈文化部〉
 - ・コンクールや大会・校内行事等、各部が必要とした場合のみ、その都度協議し、学校長の許可を得て実施するものとする。
- 新チームになった場合において、熱中症対策の観点から、7月は、朝の活動の実施を可とする。ただし、実施した日の放課後の練習は、なしとする。
- 3学年同一日に行われる三者面談期間中（11月）は、放課後の練習を基本とするが、顧問が直接指導できない期間が長く続く部活動もあることから、朝の練習の実施について可とし、その場合放課後の部活動は実施しないものとする。
- 朝の活動は、7時10分以降開始とし、8時00分には教室へ入室完了（制服に着替えて昇降口を通過）できるようにする。また、6時50分前には生徒を登校させない。必ず顧問が指導にあたる。
- 健康管理の観点から、朝食欠食の者は、練習に参加させない。
- 駅伝部は、大会1ヵ月前からの朝の活動を可とする。

6 学校単位で参加する大会等

- 総体・新人戦を入れて、月に1大会の参加を目安とし、年間12回程度とする。

7 運営上の留意点

- 部員の心得
 - ・水戸市立第五中学校の一員としての自覚をもとに、節度ある生活態度と熱意をもって技能の修練にあたり、スポーツマンシップ・研究心を十分に發揮するよう努める。
 - ・部長を中心にしてまとまり、顧問の先生の指導助言のもとに、体力・技能・精神力を培う。
 - ・常に次のことを心がけ、実行すること。（目指す姿）

ア 教科学習と部活動の両立	イ 明朗で礼儀正しい節度ある生活
ウ 真の健康（心と身体）の追求	エ 個性の伸長と技術・技能の向上
オ 奉仕の精神をもった生活行動	カ 目標達成のために集中力・忍耐力の養成

○ 道具・用具・器具等について

- ・道具・用具・器具等の持ち出しあはしない。ただし、「部活動実施届」「学校行事実施承認書」により校外での活動が認められた場合、参加が認められたコンクールや公式

戦に参加する場合は除く。

○ 入部・退部についての規定

・入部について

部活動の目標をよく理解し、くじけず最後までやりぬける意欲があり、常時活動にほぼ毎日参加できる生徒は入部が望ましい。入部にあたっては、保護者及び学級担任の同意を必要とする。また、複数の部活動への入部は認めない。年度当初、生徒は入部届（規定用紙）を毎年提出する。

・退部について

3年間継続して活動することが望ましい。やむをえず中途で退部するときは、保護者、顧問教師、学級担任の承認の上、退部届（規定用紙）を提出し退部する。

○ 引退・卒業生についての規定

・引退について

3年生について、運動部は総合体育大会の終了をもって、文化部はコンクール等の終了等をもって、引退する。その後は部活動へ参加できない。特別な事情がある場合はその都度協議する。

・卒業生について

卒業生は部活動に参加できない。

○ 指導上の留意点

- ・部活動顧問会議（教師）や部長会議（生徒）及び保護者会を実施し、学校全体として共通理解のもと、目標に即した指導や自主的・自発的な活動を心がける。
- ・顧問及び生徒は、R(調査)O(目標)P(計画)D(実施・実行)C(点検・評価)A(処置・改善)のサイクルにより、適切な部活動の運営がなされるようにする。
- ・部活動顧問は、「管理面」と「指導面」の側面から運営にあたり、健康管理や事故の未然防止、目標設定や練習内容、保護者との連携など、バランスの取れた運営を心がける。
- ・「熱中症防止運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、活動の実施について適切に判断する。気象庁の高温注意報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報を十分に留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直しを行う。特に、熱さ指数(WBGT)が31°C以上の場合は、運動を原則として行わない。
- ・自転車での練習試合等への移動は行わない。
- ・顧問は、科学的見地等からの理解や正しい知識の習得を心がけ、心身の発達段階や個人差に応じた指導方法を常に模索する。
- ・体罰・ハラスメントは絶対にしない。
- ・活動の終始の時刻を守る。
- ・学校生活において保健室を利用しても、放課後の部活動を行ってもよいが、保健室の

利用状況と部活動の参加状況に課題があれば個別に対応する。養護教諭等との連携を図りながら対応する。

- ・活動に必要な備品・消耗品は予算に基づいて体育・文化部後援会の承認により支出する。
- ・朝の活動や放課後の活動をジャージで行う場合、登下校の服装はジャージを可とする。ただし、朝の活動後に必ず制服に着替えてから教室に入室する。
- ・長期休業日、土日祝日等の活動場所の割り当ては、顧問会議で調整する。
- ・各部活動の翌月の活動予定表を毎月25日までに部活動主任に提出する。部活動主任は、月末までにホームページに掲載する。(生徒へ配付するもので可)
- ・各部活動顧問は、指定されたエクセルシートを活用し、月末までに、翌月の活動予定表と今月の活動実績をホームページに記載する。
- ・各部活動の活動報告書を部活動主任に毎月5日までに提出する。
- ・雨天等で、日程が急遽変更になる場合には、その旨をメール等で保護者に連絡する。
- ・土日祝日等に解錠・施錠した先生は当直日誌へ記入・押印する。また、出勤時刻・退勤時刻をタイムカードに刻印する。校外で活動する場合は、後日タイムカードに出退勤時刻を記入する。
- ・その他、災害等の対応については、別に定める危機管理マニュアルに従い対応するものとする。

○ 地域スポーツ団体等の参加生徒について

- ・入部届にて、クラブ活動の可否、大会参加について生徒に問う。
- ・選手の大会参加については、1競技を通じて同一チームからの参加とする。
- ・地域スポーツ団体等で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。また地区予選参加後に、地域スポーツ団体等を移籍、退部、新規加入した場合、その先での同一競技の出場は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りではない。

○ 特設部について

- ・特設部とは、水泳や新体操等、中体連主催総合体育大会、新人戦に参加する生徒が入部する部活動とする。
- ・常時活動は行わない。ただし、壮行会や体育祭の活動、後援会会報掲載は実施。
- ・大会参加および引率…中体連主催の大会のみ特設部顧問が手続きを行い、引率する。
- ・原則として大会会場への輸送は保護者の送迎とする。
- ・予算…大会参加費のみ後援会より支出する。

(県外の大会に参加する場合はその都度検討する。)

○ 常時活動への参加が少ない生徒への対応について

- ・入部の規定通り「くじけず最後までやりぬく意欲があり、常時活動にほぼ毎日参加できる生徒」が基本的条件である。ただし、部活ごとに活動日数が異なるため、顧問、担任、保護者とよく相談の上、入部を検討する。
- ・地域スポーツクラブチーム等において活動しているケースや、塾・習い事のケース、また理由なく欠席するケース等、状況に応じて顧問・担任・保護者とよく相談して対応を検討する。

○ 部室使用規定

- ・当番を決め、常に清掃をし、責任を持って有効に使用する。
- ・破損した箇所は、直ちに顧問に報告し、顧問の指導のもと部員で修理する。
- ・部活動時だけの使用であって、その他に使用する場合は顧問の許可を受ける。
- ・部員以外の入室を厳禁する。
- ・飲食物を持ち込まない。
- ・備品の紛失、落書き等部室内に異常があったときは、すばやく顧問に連絡する。

<部室割り当て>

(テニスコート南側)									
東	テ ニ ス 男	テ ニ ス 女	テ ニ ス 女	テ ニ ス 男	テ ニ ス 男	野 球	椅 子	野 球	西
	1	2	3	4	5	6	7	8	9 10

(体育館北側)									
東	陸 上 東 男	ソ フ ト 男	バ ス ケ 一	サ ッ カ 一	卓 球 女	バ レ ー	剣 道	ソ フ ト 女	陸 上 女
	1	2	3	4	5	6		① ② ③ ④	西

(体育館内)									
部室1 バスケ男 と 卓球男女									
部室2 バスケ女 と バレー									
※ゆずり合って仲良く使いましょう。									

8 保護者との連携等

- 保護者会費を徴収する場合は、保護者の代表者による会計管理を原則とする。保護者会費によるバス代等の支出がある場合は、保護者による会計処理に関する監査、

会計報告を必ず行うこととする。

- 通常の練習以外の活動（練習試合、各種大会への参加、青少年育成会主催「部活動へようこそ」等）を行う場合は、校長名・部活動顧問名により保護者宛文書を配付する。

9 その他

- 生徒数の減少に伴う職員数の減、チームとしての活動の成否等を考慮し、常に適正な部活動数及び運営方法を常に検討していく。
- 小中一貫の観点から、五中学区の教職員や外部指導者の交流を図る。
- 地域スポーツ団体、高校、大学、民間事業者と連携を心がけ、部活動の理解を得る。
- 生徒の多様なニーズに応じた活動（季節ごと異なるスポーツ、レクリエーション的活動等）ができるような環境整備を検討する。

◎ 参考

部活動の位置づけ(中学校学習指導要領 第1章 総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 2- (13) より)

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

【参考資料】

- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン 平成30年3月 スポーツ庁
- ・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン 平成30年12月 文化庁
- ・茨城県 部活動の運営方針 令和元年7月 茨城県教育委員会
- ・水戸市 運動部活動の活動方針 平成30年7月
- ・**茨城県部活動の運営方針の改訂について（通知） 令和4年12月**
- ・**水戸市部活動の活動方針（改訂版） 令和5年3月**
- ・平成31年4月 制定
- ・令和元年9月 改定
- ・令和2年4月 改定
- ・令和2年10月 改定
- ・**令和5年3月 改定**